

鹿屋市条件付一般競争入札及び郵便入札実施要領

平成19年2月

鹿屋市企画財政部財政課

1 条件付一般競争入札の運用について

1 導入理由について

本市では、市内業者を入札参加資格者とする条件付一般競争入札を導入し、市が行う建設工事等を受注する能力及び意欲がある建設業者等に十分な受注機会を与えることにより、公平性・競争性の確保を図ります。

2 導入時期 平成 19 年 4 月 1 日

3 対象工事について

(1) 対象とする工事等

原則、指名競争入札を行っていた下記の工事及び業務委託で予定価格が 3 0 0 万円以上を対象とします。ただし、建築一式工事は 5 0 0 万円以上、建築設計監理業務委託、測量設計業務委託は 2 0 0 万円以上とします。

導入予定価格		
2 0 0 万円以上	3 0 0 万円以上	5 0 0 万円以上
・ 建築設計監理業務委託 ・ 測量設計業務委託	・ 土木一式工事 ・ 電気工事 ・ 管工事 ・ 造園工事 ・ 上水道工事 ・ 下水道工事	・ 建築一式工事
	・ 安全施設 ・ 解体工事 ・ オーバーレイ ・ 塗装防水工事 ・ 畳工事	
	・ 機械器具設置等の特殊工事	

(2) 対象としない工事

前項の工事及び業務委託で対象に満たない金額のものは指名競争入札とします。

災害復旧工事等の緊急的に対応する必要がある工事は、指名競争入札とします。

4 入札参加資格の条件設定について

(1) 市内業者の場合

本市の業種及び等級別に格付けされた業者及び登録工事に登録された業者を入札参加資格者とします。

入札参加資格者は、格付けされた等級区分に応じた入札に参加することができます。

(2) 市外業者の場合

橋梁など特殊な工事に限り、条件を付して入札参加を認めます。その場合、審査会を設置して、下記の事項について書類審査をします。

- ・ 入札参加有資格者登録
- ・ 経営事項審査結果点数（直近のもの）
- ・ 施工実績（過去2年間分）
- ・ 有資格者の工事経歴（過去2年間分）
- ・ 市長が特に必要があると認めた事項

5 基本的な参加資格について

条件付一般競争入札に参加できる基本的な参加資格は次のとおりです。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で現行の鹿屋市入札参加資格業者名簿に登録されているもの
- (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと

- (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合するもの
- (5) 当該工事に建設業法第 26 条による現場代理人、主任技術者、監理技術者等を適正に配置することができること
配置される現場代理人、主任技術者、監理技術者等は入札参加申込日から 3 か月以内に雇用された者でないこと
- (6) 公告から入札時までの期間において、鹿屋市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 18 年 1 月 1 日告示第 13 号）の規定に基づく指名停止を受けていない者
- (7) 鹿屋市に納税義務がある入札参加者の場合は、市税等の滞納がない者
- (8) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく、経営状態が健全な者
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされる等、経営状態が著しく不健全である者でないこと
- (10) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者

2 郵便入札の実施要領について

1 入札案件の公示について

条件付一般競争入札により工事を発注しようとするときは、あらかじめ市のホームページによりその工事の入札参加に必要な事項（公告文及び工事発注表）を公表します。

条件付一般競争入札の公告は、毎週金曜日（その日が閉庁日の場合は、前日）に入札に必要な事項を公告します。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格
- (3) 予定価格

- (4) 最低制限価格設定の有無
- (5) 入札書の郵送方法
- (6) 入札書送付先
- (7) 入札書の配達指定日
- (8) 無効な入札となる該当事項
- (9) その他必要と認める事項

2 入札参加の申込について

- (1) 対象工事の条件付一般競争入札に参加を希望し、かつ、参加条件を満たしている方は、指定した期限（工事発注表に記載）までに、入札参加申込書（別記第 1 号様式）及び現在施工中工事件名等通知書（別記第 2 号様式）を財政課にファクシミリで提出してください。ただし、建築設計監理業務委託、測量設計業務委託については、現在施工中工事件名等通知書の提出を省略できます。
- (2) 同一の技術者で入札予定日の複数の案件に参加申込できますが、その場合、開札順に先に落札したものを落札決定とし、他の案件については無効となります。

3 入札参加者の決定について

- (1) 入札参加申込があったときは、資格条件を満たしている方をすべて入札参加者として決定します。
- (2) 入札参加資格がないと判断した方にはその理由をつけて、入札参加資格対象外通知書（別記第 3 号様式）をファクシミリで送付し通知します。入札参加資格があると認められた方には通知はしません。（通知期限は工事発注表に記載します。）
- (3) 入札参加資格を認められた後に辞退する場合は、入札辞退届（別記第 4 号様式）を開札の開始前までに契約担当課に提出してください。

4 設計図書等の閲覧について

- (1)各工事の設計図書等については、財政課が指示した場所において、電子データ化したものを貸し出しますので、入札参加者でU S Bメモリー等にダウンロードしてください。
- (2)電子データのダウンロードを希望する方は、あらかじめ設計図書等貸出申込書(別記第5号様式)を財政課にファクシミリで提出してください。
- (3)設計図書等で、電子データ化しがたい図面等がある場合は閲覧場所を指定しますので、閲覧してください。

5 現場説明会について・設計図書等に対する質問等

対象工事に係る現場説明会は、原則、行ないません。現場説明会を行う必要があるときは、公表(公告)します。

6 設計図書等に対する質問について

対象工事の設計図書等に対する質問は、指定した期限(工事発注表に記載)までに、設計図書等に対する質問書(別記第6号様式)を財政課にファクシミリで提出してください。

設計図書等に対する質問の回答は、設計図書等に対する回答書(別記第7号様式)で質問者に回答します。

7 入札の方法について

- (1)郵便による入札とし、持参等その他の方法による入札書は受け付けません。
- (2)封筒は1件の入札につき1枚とします。なお、工事費内訳書の提出が入札公告で指定されたものは入札書に同封してください。
- (3)郵送方法は、郵便局から、一般書留、簡易書留及び配達記録郵便のいずれかの方法で、公告に定められた日(工事発注表に記載)に指定されたあて先に到着するように郵送してください。この場合において、それらの郵便は、配達日指定郵便としてください。
- (4)通常郵便による入札は無効です。
- (5)開札が終わるまで「差出控え」を保管してください。

8 郵便入札用の封筒について

- (1) 入札書を郵送する封筒は「郵便入札封筒様式例」により作成してください。
- (2) 様式例に準じた形態なら横書きや定形外封筒でも有効としますが、次の事項が必ず記載されていなければなりません。

封筒表に「入札書等在中」と朱書きされていること

封筒裏に入札の「開札日」及び「工事件名」、「差出人」が記載されていること

9 入札書の記載について

(1) 入札書の様式

入札書は、入札書様式（別記第8号様式）のとおりとします。
ダウンロードしてお使いください。

(2) 入札書の作成

入札書の日付は、開札の日付を記載してください。

入札書は1件ごとに、

- ・ 工事名
- ・ 工事等の場所
- ・ 入札金額
- ・ 入札者の氏名（法人にあたっては商号及び代表者名）
- ・ 住所（法人にあたっては所在地）

を記入し、入札者の届出印(代表者印等)を押印してください。

入札金額以外を訂正した場合は、必ず該当箇所に訂正印を押印してください。

10 入札の無効について

次のいずれかに該当する入札は、無効となります。

入札に参加する資格がない者がしたもの

入札書記載の金額、氏名その他入札要件が確認しがたいもの

入札書記載の金額を訂正したもの

入札書記載の金額以外を加除訂正した場合において、当該箇所に訂正印がないもの又は氏名の下に押印がないもの
入札者が同一事項について2通以上の入札をしたもの
談合その他不正な行為があったと認められるもの
封筒が指定の日に指定の場所に到着しなかったもの
入札参加申込書を提出していない者がした入札
指定された郵便方法以外の方法で入札書を郵送したもの
郵送された封筒に指定された事項が記載されていないもの
郵送された封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるもの
入札書に記名押印のないもの
工事費内訳書の提出を求められた場合において、工事費内訳書が同封されていないもの
入札書と工事費内訳書の工事名及び金額が相違するもの
その他市長があらかじめ指示した事項に違反したもの

1 1 開札等について

- (1) 到着した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (2) 到着した封筒は指定された開札日時まで開封せずに保管します。

1 2 開札の立会いについて

- (1) 工事金額にかかわらず、立会人に市の職員を2名選任します。
- (2) 立会人は、開札時に、入札執行の公平性について確認します。

入札参加者名簿と郵送された封筒の確認

封筒の封かんの確認

開札の状況、落札札及び無効札の確認

1 3 落札者の決定について

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内での最低価格入札者とします。

(2) 最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格を下回る価格を提示したものは失格となります。

1 4 くじ引きによる落札者の決定について

(1) 落札者となるべき同価の入札をした方が 2 名以上ある場合はくじ引きにより落札者を決定します。

(2) その際、落札決定を保留し、その入札者に電話連絡により、出席を求めます。

1 5 入札の中止について

(1) 入札参加者が 2 名に満たない場合は、その方に入札を中止する旨連絡して、入札参加資格の条件等を変更して、再度入札の手続を行います。

1 6 入札の延期等について

(1) 郵便事情等により事故が発生した場合又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることができるものとします。その場合、速やかに関係入札参加者に通知します。

(2) 郵便入札の開札を延期する場合は、到着した入札書等を、延期後の開札日時まで厳重に保管し、入札を中止する場合は、速やかに入札書等を入札参加者に返却します。

1 7 入札結果の公表について

(1) 落札決定した（開札日）の翌日（翌日が休日の場合はその翌日）に、市のホームページに落札者及び落札金額を掲載します。

(2) 落札者には、個別に電話連絡します。